○外務省告示第三十六号

平成二十七年一月二十三日にポートモレスビーで、ニューブリテン国道橋梁（りょう）架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ニューブリテン国道橋梁（りょう）架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十一億六千万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　松本盛雄在パプアニューギニア大使

パプアニューギニア側　リムビンク・パト外務移民大臣

平成二十七年二月九日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野字上西平三四九九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北浦町三川内字市ノ内五〇七三の四、五〇七三の三四、五〇七三の三六、五〇七三の三八、五〇七三の三九

二　指定の目的　水源の涵（かん）養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字惣見三四六〇の一、三四六〇の二、三四六二の一四、三四六二の一五、三四六四の一六

二　指定の目的　水源の涵（かん）養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

安川支川七

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区緑井町字神宮山五三一一番地内三等三角点神宮山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から四二度一九分三三秒　五七四・五〇五メートルの地点　一号

標柱一号から二六度二七分五九秒　五一・一〇五メートルの地点　二号

標柱二号から三三一度一四分五秒　八二・一三七メートルの地点　三号

標柱三号から三七度二六分四三秒　三九・七六一メートルの地点　四号

標柱四号から一二四度一六分四七秒　一一五・九六九メートルの地点　五号

標柱五号から一五八度三七分四六秒　六七・九二〇メートルの地点　六号

標柱六号から二〇二度四九分三五秒　六八・五九八メートルの地点　七号

標柱七号から二九二度四三分四九秒　二七・〇四二メートルの地点　八号

標柱八号から三六度七分六秒　四・〇七二メートルの地点　九号

標柱九号から二九一度一六分一一秒　八・一六五メートルの地点　十号

標柱十号から二一九度四七分二六秒　三・九二五メートルの地点　十一号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

太田川（古川）支川八七及び古川支川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区緑井町字神宮山五三一一番地内三等三角点神宮山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から四八度四分五六秒　七四二・六二六メートルの地点　一号

標柱一号から二八六度二分二二秒　四三・三六九メートルの地点　二号

標柱二号から三一八度一八分四八秒　一二・二九五メートルの地点　三号

標柱三号から三二八度五三分五五秒　四一・四一三メートルの地点　四号

標柱四号から三四一度四六分一八秒　七六・七二五メートルの地点　五号

標柱五号から六一度四八分一五秒　二二・八一八メートルの地点　六号

標柱六号から一〇七度一五分一九秒　七五・六五六メートルの地点　七号

標柱七号から一二度五八分七秒　九〇・八五三メートルの地点　八号

標柱八号から八六度五六分二一秒　四二・九二四メートルの地点　九号

標柱九号から一五一度二七分四四秒　一〇五・〇一四メートルの地点　十号

標柱十号から一九七度一六分四八秒　四〇・三九八メートルの地点　十一号

標柱十一号から二六四度三九分五八秒　七五・〇〇〇メートルの地点　十二号